

# 地震の被害を減らそう！ 住宅の耐震に関する補助制度

昭和56年5月以前の建築物(旧耐震住宅)は『建築基準法』における耐震基準の改正以降の建築物に比べ、地震の際に大きな被害が多いことが報告されています。耐震に関する補助制度をご活用いただき、安全・安心な住まいづくりにお役立てください(いずれも予算額に達した時点で受付終了となります)。

☎ 都市計画課(☎581・2121内線243)

空き家を増やさない！

## まちなか旧耐震住宅除却補助金

居住誘導区域

※本誌14頁参照

▶申請期間／4月10日(月)～令和6年2月29日(木)

### ▶対象要件

- ①個人またはその相続人が所有する昭和56年5月以前に建築された住宅の全部を除却すること
  - ②町税および除却する住宅の上下水道使用料の滞納がない方
  - ③所有権以外の権利の設定がされていない、または関係権利者全員の同意が得られていること
  - ④申請前に除却工事に着手していないこと
- ※その他要件がありますので、詳細は町公式ホームページをご覧ください。か、都市計画課へお問い合わせください。

▶補助金額／除却工事に要した費用の **2分の1**

※上限額50万円(町外の事業者が除却工事を行う場合は40万円)

専門家による診断の際に！

## 木造住宅耐震診断助成金

町内全域

▶申請期間／4月10日(月)～令和6年2月29日(木)

### ▶対象要件

- ①町内に住所を有し、②の住宅を所有し居住している方
  - ②昭和56年5月以前に建築された木造2階建て以下の戸建て住宅であること
  - ③地震に対する耐力診断(一般診断)を一級・二級・木造建築士が行うこと
  - ④申請前に耐震診断に着手していないこと
- ※その他要件がありますので、詳細は町公式ホームページをご覧ください。か、都市計画課へお問い合わせください。

▶助成金額／耐震診断に要した費用の **2分の1**

※上限額2万5,000円

お知らせ

## 森林の整備を実施します！

町では、放置された里山や平地林を再生し、景観や生物多様性の保全など、森林の持つ公益的機能の発揮を図るため「里山・平地林整備事業」を実施します。この事業は、町が下草刈り、竹や枯れた樹木の伐採など森林整備を実施するもので、土地所有者の費用の負担はありません(事業実施後の維持管理は土地所有者の負担になります)。所有している森林の整備にお悩みの方は、ぜひご利用ください。本事業を希望される方は、次の実施要件を確認のうえ、産業振興企業誘致課へご相談ください。

### ▶実施要件

- 自己が所有または管理をしている土地で、地目が山林等であること
- 土地の境界が明確であること
- 1カ所当たりの面積が、0.3ヘクタール以上(隣接する複数の土地の合計でも可)であること
- 事業実施後、5年間の維持管理(費用は自己負担)を行うこと
- 事業実施後、5年間は山林以外への転用を行わないこと など

▶相談期限／5月19日(金)

☎ 産業振興企業誘致課(☎581・2121内線401)

お知らせ

## 各手当額のお知らせ

4月からの児童扶養手当等の各手当額(月額)は、表のとおりです。

手当名		月額
①児童扶養手当	本体額	全額支給 44,140円
		一部支給 44,130円～10,410円
	第2子加算額	全額支給 10,420円
		一部支給 10,410円～5,210円
第3子以降加算額	全額支給 6,250円	
	一部支給 6,240円～3,130円	
②特別児童扶養手当	1級 53,700円	
	2級 35,760円	
③障害児福祉手当		15,220円
④特別障害者手当		27,980円
⑤経過福祉手当		15,220円

☎ ①、②子育て支援課(☎581・2121内線204)

☎ ③～⑤福祉課(☎581・2121内線125)

# まちなかで暮らそう！ 新築住宅取得に関する補助制度

町では、コンパクトで持続可能なまちづくりを推進するため、若い世代や子育て世帯のまちなかにおける新築住宅取得を支援する補助制度を実施しています(いずれも予算額に達した時点で受付終了となります)。

## まちなか居住促進補助金

居住誘導区域

▶申請期間／4月10日(月)～令和6年3月21日(木)

### ▶対象要件

- ①子育て世帯(18歳以下の子どもがいる世帯)または令和5年3月末日時点で39歳以下の方
  - ②令和3年4月1日以降の契約により、居住誘導区域内に新築住宅を取得・登記した方
  - ③取得した住宅を5年以上継続して所有し、居住する方
  - ④過去にこの補助金・まちなか住宅取得支援補助金・定住促進補助金を利用していない方
  - ⑤世帯全員に町税の滞納がない方
- ※その他要件がありますので、詳細は町公式ホームページをご覧ください。か、都市計画課へお問い合わせください。

### ▶補助金額

- ①子育て世帯かつ39歳以下の方 **80万円**
- ②子育て世帯の方 **60万円**
- ③39歳以下の方 **40万円**

☎ 都市計画課(☎581・2121内線241)

## エコハウス推進事業補助金

町内全域

▶申請期間／令和6年2月29日(木)まで

### ▶対象要件／次の①～③の要件をすべて満たすこと

- ①自ら居住する住宅に対象機器を設置する寄居町民、またはこれから寄居町民となる方であること
- ②HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)を設置している、またはこれから設置すること
- ③申請者ならびに住宅の所有者および共有者に町税の滞納がないこと

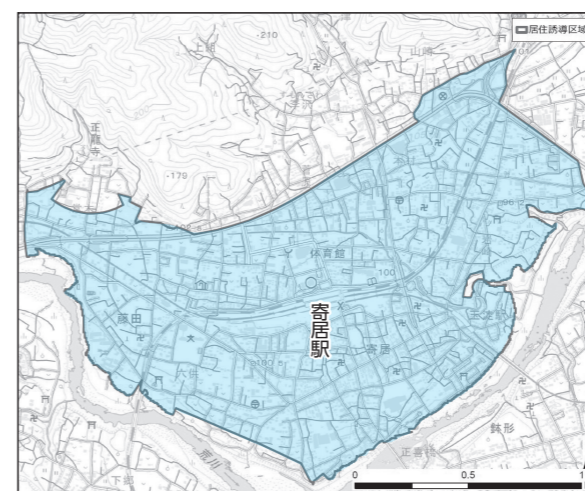
対象機器	1基当たりの補助金額
太陽光発電設備	7万円
家庭用燃料電池 コージェネレーションシステム	
家庭用蓄電池	
電気自動車等充電設備(V2H)	
地中熱利用システム	3万5,000円
太陽熱利用システム	

●まちなか居住促進補助金を受けた方は、さらに1基当たり10万円を加算します。詳細は、生活環境エコタウン課へお問い合わせください。

☎ 生活環境エコタウン課(☎581・2121内線223)

## 居住誘導区域／水色の区域

### ▶寄居駅周辺



### ▶男衾駅周辺

